

茨木市（平成 19 年 6 月 20 日から）

対象建築物	特定工程	特定工程後の工程
<p>木造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造若しくはその他の構造又はこれらの構造が混合した建築物で、次の（１）又は（２）のいずれかに該当するもの</p> <p>（１）住宅（兼用住宅、併用住宅、長屋、共同住宅、寄宿舎及び下宿を含む。）の用途に供する建築物で、当該建築物の確認の申請又は計画の通知部分の床面積が 50 ㎡を超えるもの</p> <p>（２）（１）用途以外の用途に供する建築物で、当該建築物の確認の申請又は計画の通知部分の床面積の合計が 300 ㎡を超えるもの又は地階を除く階数が 3 以上のもの</p>	<p>◆基礎工事 法第 6 条第 1 項第 2 号又は第 3 号に掲げる建築物（※ 2）の、基礎に鉄筋を配置する工事（以下「配筋工事」という。）</p>	<p>法第 6 条第 1 項第 2 号又は第 3 号に掲げる建築物（※ 2）の基礎に配置された鉄筋をコンクリートその他これに類するもので覆う工事（以下「コンクリート打込み工事」という。）</p>
	<p>◆建方工事（※ 1） （１．木造） 屋根の小屋組の工事</p>	<p>壁の外装工事又は内装工事</p>
	<p>（２．鉄骨造） 2 階の床版の取付け工事（平屋については、建方工事）</p>	<p>壁の外装工事又は内装工事</p>
	<p>（３．鉄筋コンクリート造） 2 階の床及びこれを支持するはり（平屋については、屋根床版）の配筋工事（配筋工事を現場で施工しないものについては、2 階のはり及び床版の取付け工事）</p>	<p>2 階の床及びこれを支持するはり（平屋については、屋根床版）のコンクリート打込み工事（コンクリート打込み工事を現場で施工しないものについては、2 階の柱及び壁の取付け工事）</p>
	<p>（４．鉄骨鉄筋コンクリート造） 2 階の床及びこれを支持するはりの配筋工事</p>	<p>2 階の床及びこれを支持するはりのコンクリート打込み工事</p>
	<p>（５．その他の構造） 屋根の工事</p>	<p>壁の外装工事又は内装工事</p>
<p>（６．１から 5 までの構造の区分のうち 2 以上の構造の区分にわたる構造） 該当する構造の区分に応じた特定工程のうち、最も早く施工する工事（主要構造部の一部を木造とした場合については、最も遅く施工する工事）</p>	<p>左欄に掲げる工事に係る構造に対応する（１）から（５）までの構造の区分に応じた特定工程後の工程の工事</p>	

（※ 1） 当該工事を 2 以上の工区に区分して施工する場合は、最も早く施工する工区の工事

（※ 2） 法第 68 条の 10 第 1 項の認定を受けた建築材料又は主要構造部、建築設備その他の建築物の部分を用いた建築物及び法第 68 条の 20 第 1 項又は第 2 項の規定により法第 68 条の 11 第 1 項の認証に係る型式に適合するとみなされる建築物を除く

適用除外 ・法第 85 条の規定の適用を受ける建築物

・確認の申請に係る部分の工事が増築、改築又は移転であり、既存の部分を利用するため、特定工程の工事を行わない部分がある場合は、その部分とする。